

令和 8 年 5 月 2 2 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[議案書 (2)]

千葉市教育委員会

議案第 30 号

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市条例第 号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和 44 年千葉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 当分の間、別表第 1 に規定する千葉市 公民館は、休止する。	附 則 [削る]

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

休止中の轟公民館の供用を再開するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。